# 介護保険負担限度額認定申請書

(申請先)

年 月 日

明和町長

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額 認定を申請します。

フリカ゛ナ				被保険	食者番号				
被保険者氏名					番号		男	-	
生年月日			· 大·	性_ 昭	<u>別</u> 年		<i>为</i> 月	· 女 日	
生 平 万 卩		97	<u> </u>	<u> </u>			7	Н	
住所		連絡先							
介護保険施設の所									
在地及び名称		連絡先							
入所(院)年月日				年	月		日		
配偶者の有	重無	有	• 無	個/	(番号				
フリカ゛ナ									
配									
者生年月日		明	· 大 ·	昭	年	J	Ę	日	
K A	11								
関 住 所		連絡先							
本年1月1日現在									
事の住所(現住所と事異なる場合)									
理 課税状況			市町村民税		課税	•	非課税	Ź	
		·活保護受給者/					1,000	万円(夫婦に	
_		市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 市町村民税世帯非課税者であって、				預		河) 以下	
		1町村氏祝世帝 R税年金収入額と1			・障害年金			](夫婦は 『円)以下	
収入等に関	— 収	スス額の合計額が 、母子年金、準母子年			です。 *寡婦年金、かん夫年 け。以下同じ。			/日/以下	
する申告	Ħ	可村民税世帯	非課税者であ	って、	<b>年金・障害年金】</b> 20万円以下です。		550 万円	](夫婦は	
	:						1,550 万	河) 以下	
	⇒п	可村民税世帯	******	—— 基 準	500 万円	](夫婦は			
		課税年金収入額と合計所得金額と <b>【遺族年金・障害年金】</b> 収入額の合計額が <u>年額120万円を超え</u> ます。 類 1,500 万円)						河) 以下	
預貯金、有価証券等の金額の合計は基準額以下です。									
現灯金寺に   ・   ・		《預貯金、有価	<u> 証券にかかる</u> 有価証券	<b>直帳等の写</b>	しば別添の   その他 (3		(	) *	
					を含む) 円				
*内容を記入してください申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。									
申請者氏名					連絡先(自宅・勤務先)				
				(生)和 /		101767			

### 注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

## 同 意 書

### 明和町長

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、明和町長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

 令和
 年
 月
 日

 本
 人
 入

 住所
 (続柄
 )

 配偶者
 >

 住所
 氏名
 (続柄
 )

※自署できない場合は、代理で記入していただき、代筆された方のお名前と続柄のご記入をお願いします。

#### 【 申請書と併せて提出が必要な書類 】

- □ 配偶者の非課税証明書 配偶者の課税情報が明和町にない場合。(明和町以外に住民票がある等)
- □ **預貯金等の資産状況を確認する書類** (※下表参照) 配偶者がいる場合は、配偶者の分も必要。

※ 以下の資産がある場合、申請書にご記入いただき、必要書類を添付してご提出ください。 いずれも、名義人が確認できるページと直近(2ヶ月以内)の残高などが確認できるページが必要です。

	「預貯金等」に含まれるもの	添付が必要な書類				
預貯金	(普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクの場合口座残高ページの写し)				
有価証差	<b>券</b> (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)				
金・銀	(積み立て購入を含む)など購入先の 口座残高によって時価評価額が容易 に把握できる貴金属	購入先の銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)				
投資信託		銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)				
タンス預金 (現金)		自己申告				
負債	預貯金等の額と相殺。ただし、営む事 業に関する負債は除く	借用証書(貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印が ある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面)				